



第1章 みどりの基本計画について

1 みどりの基本計画

「みどりの基本計画」は、市町村が緑地の保全や緑化の推進に関して、その将来像・目標・施策などを定める計画です。この計画に基づき、緑地の保全及び緑化の推進に総合的・計画的に取り組めます（都市緑地法第四条）。

2 計画策定の背景

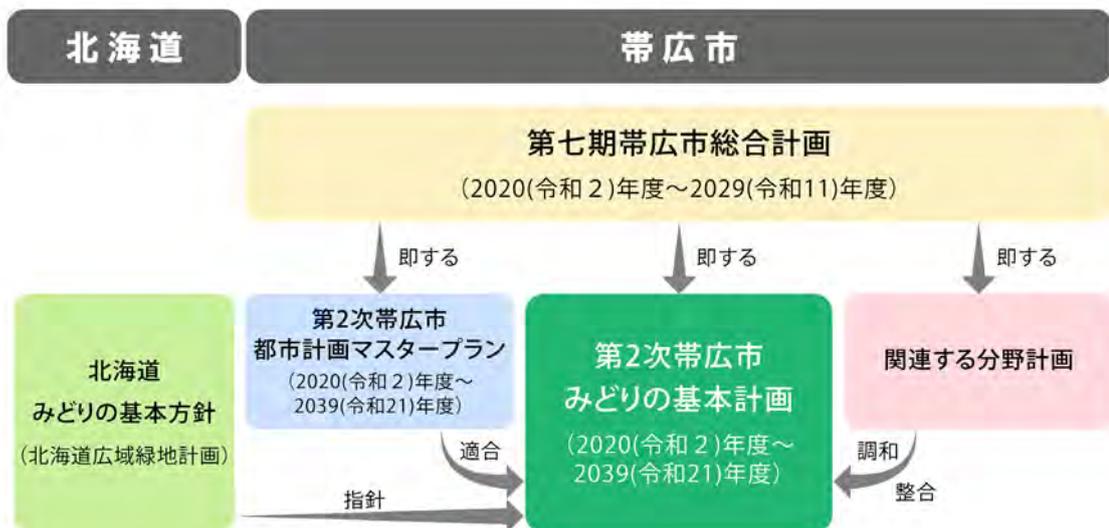
帯広市では、これまで「帯広圏緑のマスタープラン」や「帯広市地域緑化推進計画」、「緑倍増計画」を策定し、公園緑地の整備や緑化をすすめてきました。

現在の「緑の基本計画」は、「第五期帯広市総合計画」の分野計画として、2003（平成15）年度に策定しましたが、計画策定から15年以上が経過し、社会情勢の変化やみどりを取り巻く諸課題への対応が必要となっています。

また、本市が「第2次帯広市みどりの基本計画」を策定する際の指針となる「北海道みどりの基本方針」（2019（平成31）年3月策定）において、「持続可能な社会を目指し、『みどり』を保全しつつ、質の向上や柔軟な利活用にも焦点を当て、『みどり』が持つ個性を活かし、多面的な機能やポテンシャルを最大限発揮する『みどり』の整備・維持・保全をはかっていくことが求められる」との方向性が示されています。

3 計画の位置づけ

「第2次帯広市みどりの基本計画」は、「北海道みどりの基本方針」を踏まえるとともに、「第七期帯広市総合計画」における緑地の保全・適正管理・利活用及び緑化の推進に関する分野計画として、また、「第2次帯広市都市計画マスタープラン」に適合する計画として策定するものです。



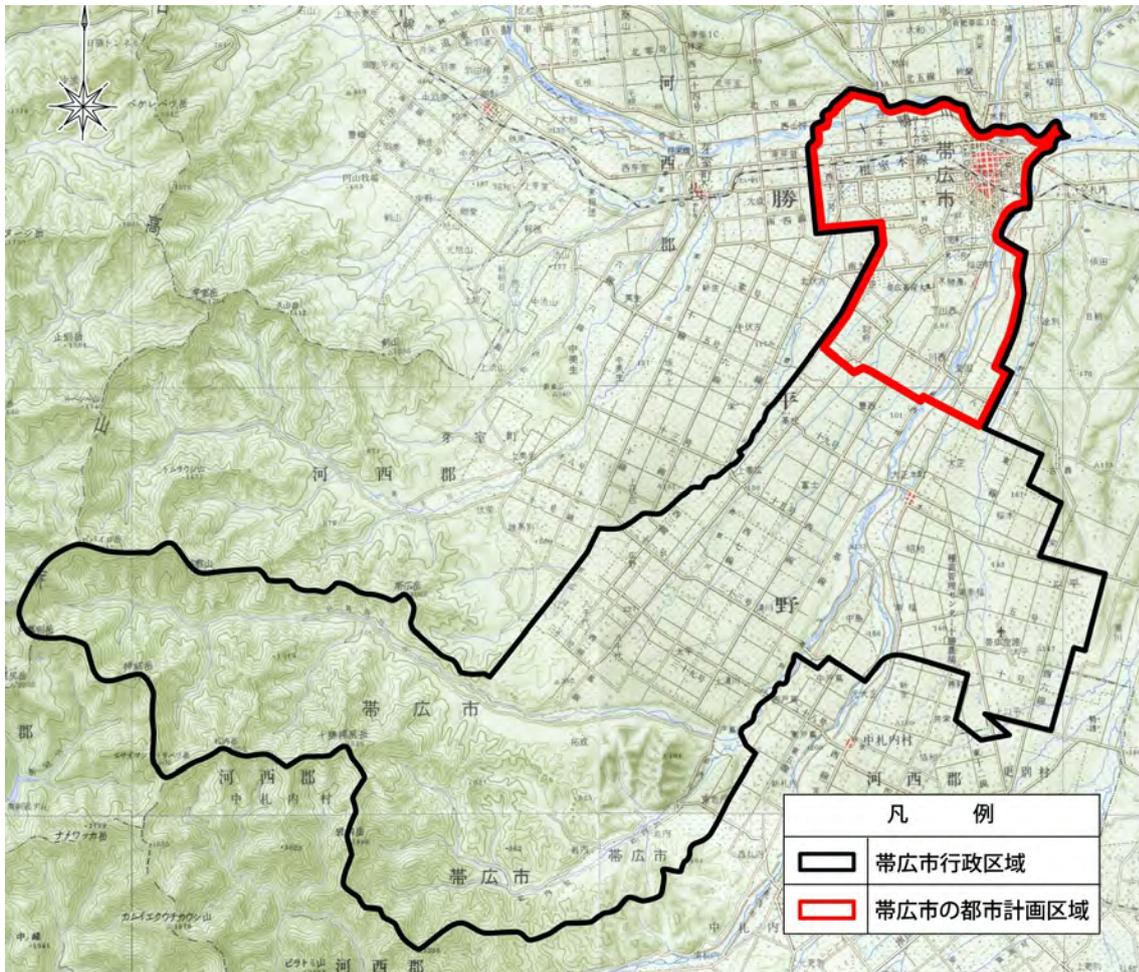
4 計画期間

計画期間は2020（令和2）年度から2039（令和21）年度までの20年間とします。

なお、社会情勢の変化や関連法の改正、関連計画の改定などを踏まえ、必要に応じて見直しを行います。

5 対象区域

本市の行政区域中、主に都市計画区域を対象とします。

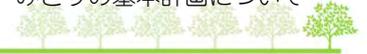


出典（背景図）：国土地理院地形図

6 みどりの定義と計画の対象

本計画では、樹林地、草地、水辺地、公園緑地、庭園など民有地を含む緑化されている場所や、樹木や草花などを「みどり」と定義します。

また、「みどり」に加え、みどりを「知る」「つくる」「まもる」「育てる」「つかう」「活かす」などの活動も、計画の対象とします。



7 みどりの機能

みどりは、私たちの生活と深く結びつき、私たちの暮らしに欠かすことのできない役割を担っています。都市におけるみどりの機能を以下のとおり整理します。

みどりの機能

